

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第25期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ヤマノホールディングス

【英訳名】 YAMANO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 野 義 友

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 金 木 俊 明

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 金 木 俊 明

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第3四半期連結 累計期間	第25期 第3四半期連結 累計期間	第24期 第3四半期連結 会計期間	第25期 第3四半期連結 会計期間	第24期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	24,162,160	19,563,981	8,088,915	7,007,047	31,366,294
経常利益 (千円)	19,135	108,334	184,402	213,293	11,406
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	275,625	56,578	310,196	180,730	308,290
純資産額 (千円)			1,690,287	2,002,556	2,117,137
総資産額 (千円)			14,503,509	13,011,025	12,552,476
1株当たり純資産額 (円)			7.14	2.82	0.73
1株当たり四半期(当 期)純利益金額又は1株 当たり四半期純損失金 額() (円)	11.27	2.30	12.41	5.93	12.44
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	10.37				12.02
自己資本比率 (%)			1.2	1.8	2.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	186,215	571,322			435,752
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,415,424	182,263			1,501,638
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,208,372	216,643			1,058,561
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			1,599,007	1,741,131	1,214,197
従業員数 (人)			1,222	1,107	1,184

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 第24期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

4 第25期第3四半期連結累計期間及び第25期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び子会社14社で構成されており、主に和装品、宝飾品、洋装品、寝装品、健康関連商品、スポーツ関連商品、化粧品の販売及び美容室の運営を行っております。

当第3四半期連結会計期間において、各部門に係る主な事業内容の変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	1,107 (965)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(嘱託社員、人材会社からの派遣社員、パートタイマーを含む。)は、()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	412 (479)
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【仕入及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

当第3四半期連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
和装事業(千円)	309,368	
D S M事業(千円)	441,572	
スポーツ事業(千円)	993,029	
卸売事業(千円)	1,785,399	
美容事業(千円)	55,384	
宝飾事業(千円)	233,620	
報告セグメント計(千円)	3,818,374	
その他(千円)	130,209	
合計(千円)	3,948,583	

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記の金額は、連結消去前の金額によっております。

(2) 商品販売実績

当第3四半期連結会計期間の商品販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
和装事業(千円)	752,171	
D S M事業(千円)	1,020,846	
スポーツ事業(千円)	1,449,353	
卸売事業(千円)	2,530,536	
美容事業(千円)	753,149	
宝飾事業(千円)	303,409	
報告セグメント計(千円)	6,809,466	
その他(千円)	197,580	
合計(千円)	7,007,047	

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、世界経済の回復や政府による景気対策の効果に支えられ、輸出や生産が増加するなど、景気は持ち直しているものの、政策効果の息切れや雇用・所得環境の低迷などの不安要因は残り、依然として国内景気の先行きは不透明なままの状況であります。

当社グループが属する業界におきましても、10月度の百貨店の売上高が前年同月を上回るなど回復の兆しも見られるものの、国内景気の先行き不透明感から、個人消費は力強さを欠く展開となり、厳しい状況で推移いたしました。

そのような状況のもと、当社グループにおきましては、当期を第二創業元年として定義し、「ソフトと価値の提供」をテーマに、商品以外のサービス・満足の提供を目指した施策を実施しております。

当第3四半期連結会計期間におきましては、急激な冷え込みなどの季節要因の後押しもあり、洋装品や寝装品の季節商品や、ウインタースポーツ用品の売上が堅調に推移いたしました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は、平成22年3月に和装事業であるきのはなカンパニーの事業を譲渡した影響等により減少し195億63百万円（前年同四半期比19.0%減）となり、営業利益は1億33百万円（前年同四半期比138.6%増）、経常利益1億8百万円（前年同四半期比466.1%増）となりました。また、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準17号 平成21年3月21日）の適用に伴う過年度資産除去費用1億4百万円を特別損失に計上したことにより、四半期純損失は56百万円（前年同四半期は四半期純利益2億75百万円）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

なお、以下に記載する報告セグメントは当連結会計年度が適用初年度となるため、前年同四半期比は記載しておりません。

1) 「和装事業」

和装事業につきましては、ソフト戦略として、店頭での着方教室「前樂結び着方教室」、きものパーティなど「着る機会の提供」、お手入れサービス「きものクリニック」の3施策を柱として、顧客の活性化・定着化に向け努めております。また12月に開催したファミリーセールにおきましては、新規顧客に対してコミュニケーションに重点を置いた仕組みづくりによりお客様との親交を深めることによる顧客化に努めてまいりました。売上高は概ね計画どおりの進捗となったものの、高価格商品の売上構成比が低下したことにより売上総利益率が低下しており、加工受注の獲得による利益率押し上げ施策や、販売促進費を中心とした経費の抑制に努めてまいりました。

この結果、和装事業の売上高は、24億26百万円、セグメント損失は29百万円となりました。

2) 「DSM事業」

DSM事業につきましては、お客様訪問時の経費見直しや、催事の単独開催をやめ取引先主催の催事へ参加することなどにより、経費の大幅削減に努めるとともに、新社長就任記念特別品などの「お客様に提案しやすい」商品を開発、1日あたりの面談件数目標を7件以上に設定するなど、日ごろからお客様とコミュニケーションをとることで催事の集客へ繋げていく施策を行ってまいりました。また、ミシンの点検サービスや布団の丸洗いサービス、ミシンを使ったものづくりの提案として「冬休み親子講習会」などの実施、といったソフト戦略や、寝装品の買換え需要に伴う健康布団の拡販キャンペーン等、集客力アップ、売上確保に努めてまいりました。

この結果、DSM事業の売上高は、30億35百万円、セグメント利益は1億38百万円となりました。

3) 「スポーツ事業」

スポーツ事業につきましては、「ソフトと価値の提供」として 専門店ならではの提案力の強化 体験サービスイベントの開催 メンテナンスの販売 WEB通販の拡大を行っております。登山を始めとするアウトドアブームや、健康志向の高まりを受け、アウトドア用品及びウエアやスイム・フィットネス（健康志向）及び競技スポーツ商品にカテゴリを集中選択し展開いたしました。また、大型催事であるWSSC（ウインタースポーツスーパーコレクション）の開催や池袋サンシャインでのウインターリゾートフェア参加など店外催事を実施、降雪の影響もありウインター商品も売上を伸ばしました。

この結果、スポーツ事業の売上高は33億60百万円、セグメント利益は79百万円となりました。

4) 「卸売事業」

卸売事業につきましては、気温や天候等が不安定であったことから婦人衣料品や寝装品等の季節性の高い商品の動きが鈍く厳しい状況で推移いたしました。固定費の引下げ及び販売経費の圧縮等に努めてまいりました。

この結果、卸売事業の売上高は66億68百万円、セグメント損失は52百万円となりました。

5) 「美容事業」

美容事業につきましては、「ターゲットを明確にしたサロン設計による顧客増」を当期の重点施策とし、4月から11月の間に50代以上をターゲットとした「アンチエイジングサロン（シルバーサロン）」、及び20代～40代のファミリーをターゲットとした「ファミリーサロン」への改装を8店舗実施、改装店の売上・客数はともに前年を上回っております。また新規客獲得及びリピート率改善対策として、WEBを活用した集客、メール会員獲得に努めております。例年厳しい月となる11月度の客数が前年割れとなるも、物販の強化により客単価の底上げを図り売上高を確保してまいりました。

この結果、美容事業の売上高は、23億68百万円、セグメント利益は2億2百万円となりました。

6) 「宝飾事業」

宝飾事業につきましては、市場全体の縮小も歯止めがかかりつつありますが、販売チャネルの多様化や高額品の買い控え等、依然として厳しい状況にあります。そのような状況のもと、売れ筋価格ラインのアイテムを増やすなど店頭商品の入替や品揃えを見直した他、店内催事の絞込み、店外催事の参加を増やし、売上高の確保に努めてまいりました。

また、不採算店舗を4月から12月の間に3店舗閉鎖し、この結果、宝飾事業の売上高は、9億10百万円、セグメント損失は5百万円となりました。

7) 「その他事業」

その他事業の事業内容は、主にかねもり事業部の代理店を通じた呉服等を中心とした催事販売、RC卸事業部の健康器具卸、堀田（上海）貿易有限公司の意匠燃糸の販売、株式会社アールエフシー及び株式会社ヤマノ1909セイビングの前払式特定取引業による手数料収益であります。中国における燃糸の需要が高まり、意匠燃糸の販売が売上を伸ばすこととなりました。

その他事業の売上高は、7億94百万円、セグメント損失は84百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、税金等調整前四半期純損失が17百万円となり、敷金及び保証金の回収による収入等の他、第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、第2四半期連結会計期間末に比べ7億71百万円増加し17億41百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、5億71百万円(前年同四半期比3億85百万円の収入増)となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純損失17百万円に対し、売上債権の増加1億45百万円、たな卸資産の増加49百万円、仕入債務の増加9億79百万円、前受金の減少1億32百万円、法人税等の支払90百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、1億82百万円(前年同四半期比12億33百万円の収入減)となりました。

これは主に、敷金及び保証金の回収による収入2億80百万円、有形固定資産の取得による支出1億18百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、2億16百万円(前年同四半期は12億8百万円の支出)となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出95百万円、社債の償還による支出1億円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、前連結会計年度末において掲げた課題のうち、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じる状況につきましては、当第3四半期連結会計期間における営業キャッシュ・フローは5億71百万円のプラスとなっており、期末日が金融機関の休日であった影響があるものの、前年同四半期比でも3億85百万円の増加となり、営業キャッシュ・フローは改善しております。

当社といたしましては、さらなる営業キャッシュフローの改善、並びに資金の確保に引き続き努めるほか、期首に掲げた営業施策である「ソフトと価値の提供」をテーマとした業容拡大に向けた諸施策を行い、収益向上に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった、重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	87,999,900
A種優先株式	50
B種優先株式	50
計	88,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,817,058	29,817,058	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株(注1)
A種優先株式	1	1	非上場	単元株式数1株(注2・3)
B種優先株式	1	1	非上場	単元株式数1株(注2・4)
計	29,817,060	29,817,060		

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 A種優先株式1株は、現物出資(社債100,000千円)によるものであります。また、B種優先株式1株は、現物出資(社債211,131千円)によるものであります。

3 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、下記に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ、当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配額

残余財産の分配額

当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「A種残余財産分配額」という。)を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額、()A種累積未払配当金相当額及び()払込金額相当額に、解散日が属する事業年度開始日(同日を含む。)から解散日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 譲渡制限

A種優先株式について譲渡制限は定めない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、2013年9月30日以降いつでも、A種優先株式全部を下記の定める金額(以下「A種優先株式償還請求額」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「A種優先株式償還請求」という。)ができる。なお、A種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、A種優先株主からA種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式償還請求額」は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、A種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「A種優先株式強制償還請求額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式強制償還請求額」は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

当社が発行するA種優先株式の全部又は一部は、当社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。

(8) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4 B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたB種優先株式の株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」と

いう。)に先立ち、B種優先株式1株につき、下記に定める額の配当金(以下「B種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日でかつ、当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてB種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

B種優先株式1株当たりのB種優先配当金の額は、B種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「B種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、B種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、B種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配額

残余財産の分配額

当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「B種残余財産分配額」という。)を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。B種残余財産分配額は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額、()B種累積未払配当金相当額及び()払込金額相当額に、解散日が属する事業年度開始日(同日を含む。))から解散日の前日(同日を含む。))までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 譲渡制限

B種優先株式について譲渡制限は定めない。

(4) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

B種優先株主は、2014年9月30日以降いつでも、B種優先株式全部を下記の定める金額(以下「B種優先株式償還請求額」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「B種優先株式償還請求」という。)ができる。なお、B種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、B種優先株主からB種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式償還請求額」は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。))から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、B種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「B種優先株式強制償還請求額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式強制償還請求額」は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。))から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

当社が発行するB種優先株式の全部又は一部は、当社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。

(8) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。当社は、B種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成21年9月25日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	956 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,560,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月15日 至 平成23年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、10,000株であります。

(注) 2 行使価額は次に定めるところに従い調整されるものとする。

- (1) 当社は、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (注) 3 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- (注) 4 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日 (注)	70,000	29,817,060	1,160	1,525,335	1,160	638,999

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1 B種優先株式 1		「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 15,900		
完全議決権株式(その他)	普通株 29,730,100	297,301	
単元未満株式	普通株式 1,058		
発行済株式総数	29,747,060		
総株主の議決権		297,301	

(注) 1 A種優先株式及びB種優先株式は、普通株式の転換請求権がないため議決権はありません。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,800株(議決権の数48個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ヤマノホールディングス	東京都渋谷区代々木1-30-7	15,900	-	15,900	0.05
計		15,900	-	15,900	0.05

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	35	35	37	33	29	32	27	27	29
最低(円)	32	26	29	27	26	26	25	23	25

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役会長	-	取締役相談役	-	山野 彰英	平成22年12月15日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について監査法人元和による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,279,072	1,772,970
受取手形及び売掛金	2 3,021,892	2,880,973
商品及び製品	3,160,635	3,127,144
仕掛品	22,646	19,080
原材料及び貯蔵品	97,133	90,818
その他	416,340	471,679
貸倒引当金	81,227	86,536
流動資産合計	8,916,491	8,276,129
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,974,906	1,853,098
減価償却累計額	1,203,742	1,178,163
建物及び構築物(純額)	771,163	674,934
機械装置及び運搬具	39,750	43,894
減価償却累計額	37,426	40,247
機械装置及び運搬具(純額)	2,324	3,646
工具、器具及び備品	679,726	702,788
減価償却累計額	611,157	629,084
工具、器具及び備品(純額)	68,568	73,704
土地	1,098,920	1,099,843
リース資産	14,262	1,266
減価償却累計額	1,602	422
リース資産(純額)	12,659	844
有形固定資産合計	1,953,636	1,852,973
無形固定資産		
その他	95,013	103,140
無形固定資産合計	95,013	103,140
投資その他の資産		
投資有価証券	156,480	162,627
長期貸付金	79,809	99,011
敷金及び保証金	1,758,434	2,026,271
その他	836,521	865,734
貸倒引当金	785,361	833,411
投資その他の資産合計	2,045,883	2,320,233
固定資産合計	4,094,533	4,276,347
資産合計	13,011,025	12,552,476

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 4,378,002	3,407,286
短期借入金	2,248,665	2,144,092
1年内返済予定の長期借入金	205,504	209,464
1年内償還予定の社債	153,750	207,500
未払金	1,242,939	1,116,822
前受金	999,978	1,132,556
未払法人税等	73,789	110,652
賞与引当金	17,526	27,250
返品調整引当金	19,894	23,068
ポイント引当金	78,684	92,347
株主優待引当金	5,166	5,166
その他	671,326	760,840
流動負債合計	10,095,226	9,237,047
固定負債		
社債	145,000	298,750
長期借入金	148,728	240,492
長期未払金	250,287	339,240
繰延税金負債	2,272	3,218
退職給付引当金	98,050	119,188
資産除去債務	180,023	-
負ののれん	30,237	50,541
長期リース資産減損勘定	12,376	114,359
その他	46,266	32,500
固定負債合計	913,241	1,198,291
負債合計	11,008,468	10,435,339
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,525,335	1,510,912
資本剰余金	1,949,786	1,935,363
利益剰余金	3,080,473	3,023,894
自己株式	3,019	3,019
株主資本合計	391,629	419,361
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	54,548	49,298
為替換算調整勘定	98,364	79,906
評価・換算差額等合計	152,912	129,204
新株予約権	1,497	1,633
少数株主持分	1,762,343	1,825,347
純資産合計	2,002,556	2,117,137
負債純資産合計	13,011,025	12,552,476

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	24,162,160	19,563,981
売上原価	13,783,234	11,626,936
売上総利益	10,378,925	7,937,044
販売費及び一般管理費	10,323,167	7,804,032
営業利益	55,757	133,012
営業外収益		
受取利息	10,593	6,091
協賛金収入	47,352	11,099
負ののれん償却額	27,974	20,387
その他	93,872	77,633
営業外収益合計	179,792	115,211
営業外費用		
支払利息	118,659	105,927
手形売却損	8,069	999
その他	89,686	32,962
営業外費用合計	216,415	139,889
経常利益	19,135	108,334
特別利益		
固定資産売却益	1,669	5,860
投資有価証券売却益	784	719
貸倒引当金戻入額	14,549	5,468
関係会社株式売却益	404,059	-
債務免除益	-	17,388
その他	89,944	22,907
特別利益合計	511,006	52,345
特別損失		
固定資産売却損	1,520	530
固定資産除却損	13,291	5,124
投資有価証券評価損	4,232	-
投資有価証券売却損	4,134	-
減損損失	67,515	2,533
店舗閉鎖損失	70,084	26,722
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	104,973
その他	24,670	37,957
特別損失合計	185,449	177,841
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	344,692	17,161
法人税、住民税及び事業税	68,084	59,556
法人税等合計	68,084	59,556
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	76,718
少数株主利益又は少数株主損失()	983	20,140
四半期純利益又は四半期純損失()	275,625	56,578

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	8,088,915	7,007,047
売上原価	4,763,228	4,252,056
売上総利益	3,325,687	2,754,990
販売費及び一般管理費	3,130,508	2,527,997
営業利益	195,178	226,992
営業外収益		
受取利息	1,167	1,073
協賛金収入	1,892	2,319
負ののれん償却額	8,828	3,458
その他	25,601	15,064
営業外収益合計	37,489	21,915
営業外費用		
支払利息	39,581	28,787
手形売却損	1,545	584
その他	7,139	6,242
営業外費用合計	48,266	35,615
経常利益	184,402	213,293
特別利益		
固定資産売却益	716	5,737
投資有価証券売却益	66	719
貸倒引当金戻入額	517	-
その他	14,323	5,766
特別利益合計	15,624	12,223
特別損失		
固定資産売却損	-	530
固定資産除却損	-	161
投資有価証券売却損	4,119	-
減損損失	23,369	-
店舗閉鎖損失	11,994	-
その他	5,650	4,543
特別損失合計	45,133	5,235
税金等調整前四半期純利益	154,893	220,280
法人税、住民税及び事業税	179,352	19,756
法人税等合計	179,352	19,756
少数株主損益調整前四半期純利益	-	200,524
少数株主利益	24,049	19,794
四半期純利益	310,196	180,730

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	344,692	17,161
減価償却費	126,094	109,416
減損損失	67,515	2,533
のれん償却額	281,435	-
負ののれん償却額	27,974	20,387
退職給付引当金の増減額(は減少)	9,777	21,106
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	19,436	-
返品調整引当金の増減額(は減少)	69	3,174
賞与引当金の増減額(は減少)	83,740	9,724
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,892	13,662
貸倒引当金の増減額(は減少)	30,602	53,358
受取利息及び受取配当金	10,593	6,091
支払利息	118,659	105,927
手形売却損	8,069	999
有形固定資産除却損	13,291	5,124
有形固定資産売却損益(は益)	148	5,330
投資有価証券売却損益(は益)	3,350	-
投資有価証券評価損益(は益)	4,232	-
関係会社株式売却損益(は益)	404,059	-
債務免除益	-	17,388
売上債権の増減額(は増加)	305,010	145,606
たな卸資産の増減額(は増加)	359,753	49,685
仕入債務の増減額(は減少)	30,711	979,763
前受金の増減額(は減少)	792,664	132,524
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	104,973
その他	151,467	76,829
小計	438,106	764,033
利息及び配当金の受取額	9,148	5,370
利息の支払額	96,392	106,637
手形売却に伴う支払額	8,069	999
法人税等の支払額	156,577	90,443
営業活動によるキャッシュ・フロー	186,215	571,322

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	42,738	118,868
有形固定資産の売却による収入	3,322	11,905
無形固定資産の取得による支出	14,226	17,287
投資有価証券の取得による支出	3,635	1,373
投資有価証券の売却による収入	16,919	720
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	71,620	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	190,952	-
子会社株式の売却による収入	200,000	-
貸付けによる支出	4,314	1,643
貸付金の回収による収入	38,845	20,821
敷金及び保証金の差入による支出	23,107	24,543
差入保証金の回収による収入	460,086	280,366
事業譲渡による収入	110,000	-
定期預金の増減額(は増加)	552,055	-
担保預金の増減額(は増加)	-	20,832
その他	2,885	11,333
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,415,424	182,263
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	790,532	8,924
長期借入れによる収入	150,000	-
長期借入金の返済による支出	334,371	95,724
社債の償還による支出	203,750	100,000
自己株式の取得による支出	1	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	33,000	28,710
新株予約権の発行による収入	4,748	-
少数株主への配当金の支払額	61,286	40,586
子会社の自己株式の取得による支出	6,196	118
その他	16	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,208,372	216,643
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,810	10,008
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	402,077	526,934
現金及び現金同等物の期首残高	1,196,929	1,214,197
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,599,007	1,741,131

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
<p>当第3四半期連結累計期間においては、営業利益133,012千円、経常利益108,334千円を計上したものの、四半期純損失56,578千円、営業キャッシュ・フローは571,322千円のプラスとなりましたが、期末日に金融機関が休日であった影響があるため、営業キャッシュ・フローの本格的な回復とは言い切れないこと及び前連結会計年度まで3期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。</p> <p>当社グループといたしましては、当該状況を解消するため、平成21年10月付で連結子会社8社を吸収合併したことによる管理部門の統合効果等、経費圧縮効果や、「ソフトと価値の提供」をテーマとした既存事業の強化取組等により、事業収益の改善を図っております。</p> <p>また、営業キャッシュ・フローにつきましても、前年同四半期の営業キャッシュ・フローと比較して385,107千円の増加へと改善しておりますが、今後も引き続き在庫の圧縮等による営業キャッシュ・フローのさらなる改善に努めるとともに、新株予約権の行使による資金調達の促進を図っており、当面の資金繰りに問題はないものと考えております。</p> <p>以上により、当社グループの事業継続に懸念はないものと判断しております。</p> <p>これらの対応策に対し、営業施策面におきましては今後の消費動向の影響を受けるため、また、財務面におきましては関係者との協議を行いながらすすめている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。</p> <p>当四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当四半期連結財務諸表には反映しておりません。</p>	

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 三菱株式会社及び株式会社エマイユは、第2四半期連結会計期間において、特別清算が終結いたしました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 14社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は、それぞれ5,088千円減少し、税金等調整前四半期純損失は、110,061千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は181,469千円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
3. 固定資産の減価償却の算定方法	定率法を採用している固定資産の減価償却費の算定方法は、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。
4. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降経営環境等及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																			
1. 受取手形割引高	76,295千円	1. 受取手形割引高	50,071千円																		
受取手形裏書高	71,300千円	受取手形裏書高	25,020千円																		
2. 第3四半期連結会計期間末日満期手形		2.																			
<p>第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の第3四半期連結会計期間末日満期手形が第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 57,506千円 支払手形 393,706千円</p>																					
3. 偶発債務		3. 偶発債務																			
債務保証		債務保証																			
<p>堀田丸正株式会社は、次の協同組合について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額(千円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協同組合東京ベ・マルシェ</td> <td>97,200</td> <td>借入債務</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97,200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		保証先	金額(千円)	内容	協同組合東京ベ・マルシェ	97,200	借入債務	合計	97,200		<p>堀田丸正株式会社は、次の協同組合について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額(千円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協同組合東京ベ・マルシェ</td> <td>136,800</td> <td>借入債務</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>136,800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		保証先	金額(千円)	内容	協同組合東京ベ・マルシェ	136,800	借入債務	合計	136,800	
保証先	金額(千円)	内容																			
協同組合東京ベ・マルシェ	97,200	借入債務																			
合計	97,200																				
保証先	金額(千円)	内容																			
協同組合東京ベ・マルシェ	136,800	借入債務																			
合計	136,800																				
4. 財務制限条項等		4. 財務制限条項等																			
<p>下記条項に抵触した場合は当該契約上の債務について、金利引上げ、期限の利益の喪失等の可能性があります。</p> <p>(1) 平成17年6月28日締結の長期借入金172,000千円(うち、1年内返済予定額172,000千円)について下記の条項が付されております。</p> <p>なお、平成22年12月31日現在、短期借入金に切替えております。</p> <p>基本契約締結日以降に到来する当社の毎会計年度末において、決算報告書等に記載する連結での貸借対照表、損益計算書につき、以下に定める事由のいずれかが生じた場合には、基本契約の見直しを目的とした協議をする。</p> <p>営業利益並びに経常利益が赤字になったとき。 自己資本比率が0%未満(債務超過状態)となったとき。 その他、出資維持等に一定の制限が設けられております。</p> <p>(2) 平成20年9月26日締結の社債200,000千円(うち、1年内償還予定社債100,000千円)については、出資維持等に一定の制限が設けられております。</p> <p>(3) 平成18年5月11日及び平成18年5月30日締結の長期借入金156,492千円(うち、1年以内返済予定長期借入金52,164千円)については、営業用財産の譲渡等について一定の制限が設けられております。</p>		<p>下記条項に抵触した場合は当該契約上の債務について、金利引上げ、期限の利益の喪失等の可能性があります。</p> <p>(1) 平成17年6月28日締結の長期借入金172,000千円(うち、1年内返済予定額172,000千円)について下記の条項が付されております。</p> <p>なお、平成22年3月31日現在、短期借入金に切替えております。</p> <p>基本契約締結日以降に到来する当社の毎会計年度末において、決算報告書等に記載する連結での貸借対照表、損益計算書につき、以下に定める事由のいずれかが生じた場合には、基本契約の見直しを目的とした協議をする。</p> <p>営業利益並びに経常利益が赤字になったとき。 自己資本比率が0%未満(債務超過状態)となったとき。 その他、出資維持等に一定の制限が設けられております。</p> <p>(2) 平成20年9月26日締結の社債300,000千円(うち、1年内償還予定社債100,000千円)については、出資維持等に一定の制限が設けられております。</p> <p>(3) 平成18年5月11日及び平成18年5月30日締結の長期借入金208,656千円(うち、1年以内返済予定長期借入金52,164千円)については、営業用財産の譲渡等について一定の制限が設けられております。</p>																			

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 3,490,769千円	給与手当 2,826,099千円
賞与引当金繰入額 6,191	賞与引当金繰入額 17,526
退職給付費用 13,015	退職給付費用 10,200
のれん償却額 281,435	貸倒引当金繰入額 17,535
貸倒引当金繰入額 8,611	

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 1,000,889千円	給与手当 928,665千円
退職給付費用 4,190	退職給付費用 3,369
のれん償却額 83,703	貸倒引当金繰入額 1,751
貸倒引当金繰入額 4,842	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 2,087,757	現金及び預金勘定 2,279,072
預入期間が3か月を超える定期預金 488,750	預入期間が3か月を超える定期預金 488,750
現金及び現金同等物 1,599,007	担保提供の預金 49,190
	現金及び現金同等物 1,741,131

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	29,817千株
A種優先株式	0千株
B種優先株式	0千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	15千株
------	------

3. 新株予約権等に関する事項

平成21年新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	9,560千株	
新株予約権の四半期連結会計期間末残高	親会社	1,497千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	和装事業 (千円)	宝飾事業 (千円)	洋装事業 (千円)	寝装事業 (千円)	健康関連事業 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,735,066	849,741	1,889,905	750,359	1,758,825
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,069		447		1,573
計	1,742,136	849,741	1,890,352	750,359	1,760,399
営業利益又は営業損失()	121,326	1,854	16,269	28,831	138,749

	美容事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	795,838	309,178	8,088,915		8,088,915
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		17,328	26,419	(26,419)	
計	795,838	326,507	8,115,335	(26,419)	8,088,915
営業利益又は営業損失()	19,145	30,644	353,113	(157,935)	195,178

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	和装事業 (千円)	宝飾事業 (千円)	洋装事業 (千円)	寝装事業 (千円)	健康関連事業 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,895,910	2,964,271	5,346,833	1,881,515	4,405,161
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,900		447		3,555
計	5,903,811	2,964,271	5,347,280	1,881,515	4,408,717
営業利益又は営業損失()	231,886	24,632	4,138	17,831	1,493

	美容事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,589,665	1,078,801	24,162,160		24,162,160
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		39,176	51,080	(51,080)	
計	2,589,665	1,117,977	24,213,240	(51,080)	24,162,160
営業利益又は営業損失()	69,157	47,503	244,094	(188,336)	55,757

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、商品の種類で区分しております。

なお、前連結会計年度において、ブランド事業を行っていた子会社をグループ外へ株式譲渡したため、当連結会計年度はブランド事業を行っておりません。

2 各区分に属する主要な商品

事業区分	主要な商品
和装事業	振袖、留め袖、訪問着、七五三祝着、和装小物、着付け教室等
宝飾事業	ダイヤモンドリング、ファッションリング、ネックレス、時計、ハンドバック等
洋装事業	スーツ、毛皮コート、ベビー・子供用品、ブラウス等
寝装事業	羽毛・羊毛ふとん、婚礼ふとん、タオルケット等
健康関連事業	スポーツ用品、スポーツ関連商品、健康関連商品等
美容事業	化粧品、浴用剤、美容室等
その他事業	信販、投資事業組合、その他商品等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に商品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う商品・サービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「和装事業」、「DSM事業」、「スポーツ事業」、「卸売事業」、「美容事業」及び「宝飾事業」の6つを報告セグメントとしております。

「和装事業」は、呉服、和装小物等の販売を行っております。「DSM事業」は健康関連や生活関連商品の、訪問販売及び催事販売を行っております。「スポーツ事業」は、スポーツ関連商品の販売を行っております。「卸売事業」は、呉服、アパレル、寝装等の卸売業であります。「美容事業」は、美容室の運営を行っております。「宝飾事業」は、宝石、時計、アクセサリ等の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				
	和装	DSM	スポーツ	卸売	美容
売上高					
外部顧客への売上高	2,426,141	3,035,001	3,360,755	6,668,596	2,368,465
セグメント間の内部売上高 又は振替高				145,860	
計	2,426,141	3,035,001	3,360,755	6,814,457	2,368,465
セグメント利益又は損失()	29,156	138,880	79,765	52,556	202,902

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	宝飾	計				
売上高						
外部顧客への売上高	910,956	18,769,917	794,063	19,563,981		19,563,981
セグメント間の内部売上高 又は振替高		145,860	18,901	164,762	164,762	
計	910,956	18,915,778	812,965	19,728,743	164,762	19,563,981
セグメント利益又は損失()	5,438	334,396	84,659	249,736	116,724	133,012

(注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融事業及びその他事業等を含んでおりません。

2 セグメント利益の調整額 116,724千円には、セグメント間取引消去17,442千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 139,521千円及び棚卸資産の調整額5,353千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				
	和装	D S M	スポーツ	卸売	美容
売上高					
外部顧客への売上高	752,171	1,020,846	1,449,353	2,530,536	753,149
セグメント間の内部売上高 又は振替高				38,852	
計	752,171	1,020,846	1,449,353	2,569,388	753,149
セグメント利益又は損失()	22,027	47,484	138,348	60,995	42,894

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	宝飾	計				
売上高						
外部顧客への売上高	303,409	6,809,466	197,580	7,007,047		7,007,047
セグメント間の内部売上高 又は振替高		38,852	5,675	44,527	44,527	
計	303,409	6,848,318	203,256	7,051,574	44,527	7,007,047
セグメント利益又は損失()	4,750	272,447	23,071	249,376	22,383	226,992

- (注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融事業及びその他事業等を含んでおりません。
- 2 セグメント利益の調整額 22,383千円には、セグメント間取引消去6,799千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 27,581千円及び棚卸資産の調整額 1,602千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(減損損失)

固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報

(単位:千円)

	和装	D S M	スポーツ	卸	美容	宝飾	その他	全社・消去	合計
減損損失	1,146					1,201	185		2,533

(注) その他の金額はすべてその他事業に係る金額であります。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

金融商品の四半期連結財務諸表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結財務諸表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、重要性が乏しいため、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

賃貸等不動産の四半期連結財務諸表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 2.82円	1株当たり純資産額 0.73円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 11.27円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 10.37円	1株当たり四半期純損失金額 2.30円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	275,625	56,578
普通株主に帰属しない金額(千円)		11,720
(うち優先配当額)(千円)		(11,720)
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	275,625	68,299
期中平均株式数(千株)	24,458	29,669
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(千株)	2,123	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 12.41円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純利益金額 5.93円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	310,196	180,730
普通株主に帰属しない金額(千円)		3,921
(うち優先配当額)(千円)		(3,921)
普通株式に係る四半期純利益(千円)	310,196	176,809
期中平均株式数(千株)	24,990	29,801
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社ヤマノホールディングス
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 井 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(追記情報)

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業キャッシュ・フローのマイナス1,241,368千円、営業損失948,907千円、経常損失809,893千円、当期純損失821,954千円を計上した結果、前連結会計年度末において株主資本はマイナス357,221千円、自己資本はマイナス503,408千円となっている。当第3四半期連結会計期間においては、営業キャッシュ・フローは186,215千円のプラスに転じ、営業利益55,757千円、経常利益19,135千円、四半期純利益275,625千円を計上したが、当第3四半期連結会計期間末において依然として株主資本はマイナス48,440千円、自己資本はマイナス157,382千円である。その結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年1月20日の取締役会において、連結子会社であるヤマノ企業活性・支援投資事業有限責任組合を平成22年3月31日付で解散及び清算することを決議した。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社ヤマノホールディングス
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 井 聡 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析のその他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(追記情報)

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において営業キャッシュ・フローはプラスとなったものの、前連結会計年度まで3期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。